

# 下水道関連

担金を廃止することにより、複雑な債権を一本化して、誰が見ても、受益者負担金のみとしてわかりやすくなる。

**問** 加入分担金制度導入は違法性があつたと捉えているのか。

**答** 行政法的に違法性の恐れがあると考ええる。都市計画法と地方自治法が混在しているもので、別建てで制定しなければならなかったものと考ええる。

## 反対討論

### 条例の改正部分 下線部を削除

(負担金の賦課及び徴収)

第6条 村長は、前条の公告の日現在における当該公告のあつた賦課対象区域内の土地に係る受益者ごとに、第4条の規定により算出した負担金の額を定め、これを賦課するものとする。ただし、平成13年4月1日以降新たに賦課対象区域となつた区域内における1000平方メートル以上の社会体育施設用地(建築物を有するものを除く。)及び賦課対象区域内の地目が山林、原野(山林としての形状を有しているものに限る。)である土地については負担金の賦

6条ただし書きで除外した区域は、今後は区域外流入分担金として、接続時にということなので、後々かなり問題が起こる気がする。

## 賛成討論

受益者負担金は、財産調査権及び滞納処分ができる自力執行権を有する公課であり、下水道加入分担金は、法令順守の観点では、法令上逸脱した制度と言わざるを得ない。

## 賛成討論

1つの事業に対して2つの債権が混在していることが、条例と

# 質疑・討論(本会議)

して、事業としてあり得ない。11条は、当時、時効を回避するためとはいえ、本来やってはいけないことをしてしまつたと思う。条例をもって住民の時効の権利も奪う形にもなつている。事務改善報告書にも厳格に書かれている。

▽委員多数の賛成により可決すべきものと決定

●議案72号 土地取得について  
**問** 今回5764・98㎡を2960万円取得する

が、取得額が決定するまでの説明を。  
**答** 不動産鑑定評価をし、売買価格をするにあつたての基本額を算定する。その後地権者との交渉になり、翌年度の課税負担なども含め話し合い合意した。

**問** 今後の共同調理場建設についてのスケジュールは。

**答** 本年度未までに実施設計を完成させ、29年度、30年にわたつて建設事業になる。30年度後半には試運転を行い、31年度からの使用開始をめざしている。

## 附則

### (施行期日)

- 1 この条例は、平成29年4月1日から施行する。
- 2 白馬村公共下水道受益者負担金賠償判定審査会条例(平成25年白馬村条例12号)は、廃止する。
- 3 条例第5条に規定する賦課対象区域を定めた場合の負担金の賦課及び徴収について、農業集落排水事業で整備した東部地区を平成26年4月1日付で公共下水道に統合した際に排水区域とした土地は、新たな負担金の徴収を免除する。

(白馬村下水道加入分担金徴収規則の経過措置)

- 4 平成29年3月31日までに廃止前の白馬村下水道加入分担金徴収規則(平成13年白馬村規則第6号)第2条の規程により賦課決定した加入分担金の徴収については、なお廃止前の白馬村下水道加入分担金徴収規則の例による。

(未納金等の取扱い)  
第11条 排水設備を下水道に接続しない土地で負担金の一部又は全部を3年経過しても支払わないときは、加入金規則に賦課替えをすることが出来るものとする。

## 改正

## 全文削除

議会では下水道問題の理解を深めるために、弁護士、教授をお招きして研修会を2回行いました。その内容を18ページに掲載しておりますので併せてご覧ください。

## 議員報酬及び費用弁償等に関する条例の改正

### 反対討論

#### 【伊藤まゆみ議員】

人事院勧告による報酬等の増額は、平成26年末から今回で3回目。増額は自治体の財政状況等に応じてすべき任意のもの。今3月からの累積だけでも約1200万円。人口減による税収減や今冬期の悪い予約状況を考えれば、

増額を正当化する理由は見当たらない。「行政だけがぬくぬくと」といった印象を与えることは控えるべき。村長挨拶にあった「住民サービス」を務めるために、言葉でなく態度で「住民ファースト」を示すべき。